

社会福祉法人 大牟田市福祉事業協会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大牟田市福祉事業協会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 理事及び監事に対して、職務執行の対価として、別表1により報酬等を支給する。

2 評議員に対しては、報酬は支給しない。また、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しても、報酬は支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事及び監事に対する報酬の額は、別表1に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬の支給方法及び支給日は、法人職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

(費用)

第6条 役員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

別表1

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,000,000円
理事及び監事	月額 500,000円